

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

平成二十九年二月二十七日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

大井 康裕

大井康裕後援会

二九、一、三一

佐藤 光一

佐藤光一政経懇話会

二八、一二、三一

丹羽 大

丹羽大後援会

二八、一二、三一

山田 晴義

大洋会

二八、六、一